

1. 指定管理者名	社会福祉法人 多治見市社会福祉協議会
2. 指定期間	平成28年4月1日 ～ 平成33年3月31日
3. 業務の範囲	(1) 総合福祉センターの事業の実施に関する業務 (2) 総合福祉センターの使用許可業務 (3) 総合福祉センターの維持管理に関する業務

4. 採点表											
評価項目		細目		配点	採点基準		実績(パーセントを求める場合は、小数点第1位を四捨五入)		分析、評価、指示等		得点
1	運営・利用状況 (40点)	(1)利用状況(10点)	①施設の利用率(利用時間/日数×営業時間)	－	平均値比(注) 105%以上：5点、105%未満～95%：4点、95%未満～85%：3点、85%未満：2～0点	平均値比とは、当該評価対象年度の利用率を次に掲げる値で割って求めた率をいう。 (1)指定管理期間1年目 前指定管理期間における利用率の平均値 (2)2年目以降 指定期間における当該評価年の前の年の利用率の平均値(例：4年目の場合は、1～3年目の平均利用率) (3)新規施設の場合又は施設内容の大幅変更等により(1)、(2)によることが不適当であると判断される場合 他の類似施設における利用率実績に所要の調整をして算出した値					
			平均値比(●●%)=利用率(●●%)÷上記(1)、(2)又は(3)								
		(1)利用状況(10点)	②利用人数	10	平均値比(注) 105%以上：5点、105%未満～95%：4点、95%未満～85%：3点、85%未満：2～0点	平均値比とは、当該評価対象年度の利用人数を次に掲げる値で割って求めた率をいう。 (1)指定管理期間1年目 前指定管理期間における利用人数の平均値 (2)2年目以降 指定期間における当該評価年の前の年の利用人数の平均値(例：4年目の場合は、1～3年目の平均利用人数) (3)新規施設の場合又は施設内容の大幅変更等により(1)、(2)によることが不適当であると判断される場合 他の類似施設における利用人数実績に所要の調整をして算出した値			【平均利用人数】 老人福祉センター 67,612人 (H23：65,256人、H24：70,603人、H25：65,915人、H26：68,656人、H27：67,630人) 障害者福祉センター 4,677人 (H23：4,756人、H24：4,610人、H25：4,675人、H26：4,882人、H27：4,463人) 児童センター 32,695人 (H25：35,807人、H26：31,125人、H27：31,155人) 母子・父子福祉センター 4,545人 (H23：5,241人、H24：4,637人、H25：4,702人、H26：3,969人、H27：4,177人) 会議室 41,887人 (H23：38,261人、H24：35,560人、H25：36,774人、H26：48,582人、H27：50,260人) 【老人福祉センター】 個人利用者が減少傾向にあるが、新規教室の開催や途中入会等柔軟な対応により利用者の増加に努めている。 【障害者福祉センター】 平日は就労支援事業所へ通う方が多いため、利用者数としては減少傾向にあるが、土曜日に余暇活動の事業を支援し、利用者の増加に努めている。 【児童センター】 児童センター以外の居場所の充実も来館者減少の要因の一つと考えられるが、変わらない児童の居場所として事業の充実に努めている。 【母子・父子福祉センター】 減少傾向ではあるが、恒例化しているイベントなどでは新規の参加者も増えてきている。 【会議室】 適正な管理により、目的内・目的外ともに利用人数の適正把握に努めた。		7点
						平均値比(●●%)=利用人数(延べ●●人)÷上記(1)、(2)又は(3)・・・(1)に該当					
						老人福祉センター 44,654人÷67,612人＝66% … 2点 障害者福祉センター： 5,253人÷4,677人＝112% … 5点 児童センター 28,889人÷32,695人＝88% … 3点 ※児童センターは、25年度に利用人数のカウント方法を見直したため、算出に1～2年目（23年度・24年度）の平均利用人数を使うことは実態とそぐわない。従って、25年度から27年度の利用人数の平均値で28年度の利用人数を割ることで平均値比を求める。 母子・父子福祉センター … 2点 3,796人÷4,545人＝84% 会議室 … 5点 48,760人÷41,887人＝116%					

1 （続き）	運営・利用状況 （40点） 続 き	(2)市の事業の企画・運営・実施状況（仕様書内）(15点)		15	仕様書以上：15～12点、仕様書に忠実：11～9点、仕様書の一部不実施（軽微）：8～7点、仕様書の一部不実施（中程度）：6～3点、それ以下：2～0点	老人福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 12点 障害者福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 12点 児童センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 13点 母子・父子福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 12点	仕様書以上 12点	【老人福祉センター】 仕様書の事業を目標回数以上行い、適正に実施している。 【障害者福祉センター】 仕様書の事業を目標回数以上行い、利用者の意見や要望を事業に反映させ適正に実施している。 【児童センター】 各事業について目標回数以上実施し、利用者に寄り添った事業を適正に実施している。 【母子・父子福祉センター】 前年度の参加者からの意見なども踏まえイベント内容に工夫を凝らし、ひとり親の支援に努めた。	12点
		(3)自主事業の企画・運営・実施(15点)		15	内容・事業数等が期待以上：15～12点、内容・事業数等が例年通り：11～9点、内容・事業数等が例年よりやや劣る：8～7点、内容・事業数等が例年より劣る：6～3点、内容・事業数等が例年よりかなり劣る 2～0点	老人福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 11点 障害者福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 14点 児童センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 13点 母子・父子福祉センター：「事業評価表」のとおり、採点基準により 13点	期待以上 13点	【老人福祉センター】 新たな事業を開催する等工夫を行っている。 【障害者福祉センター】 土曜日の事業内容を工夫し、平日事業所に通う障がい者の余暇活動の場として拡大、交流に努めている。 【児童センター】 複合施設の利点を生かし、高齢者や障害者との交流など福祉目線での事業が充実した。 【母子・父子福祉センター】 各児童館との連携によりセンターの周知に努めたほか、多世代交流をはじめ複合施設ならではの事業を実施した。	13点
2	施設管理状況 (25点)	(1)施設管理業務の実施状況（10点）	①清掃	10	①チェック細目の丸数字の各項目を3段階評価する （適正（普通）：2点、一部不備あり：1点、不備あり：0点） ②5項目の合計点とする。	通常清掃 平日毎日、定期清掃(床、ガラス) 3回、害虫駆除 6回、貯水槽清掃 1回、ファンコイルフィルター清掃 2回、衛生マット交換 24回	適正（普通） 2点	仕様書に定める回数実施されている。	10点
			②保守・点検			施設管理：空調設備 4回、ボイラー 12回、貯湯槽 12回、防災設備 2回、冷温水ポンプ 4回、自動ドア 4回、エレベーター 12回、便所警報設備 2回、自家用電気工作物 6回、自家発電装置 2回、印刷機 4回 老人福祉センター：ヘルストロン 3回 児童センター：遊具点検 3回、超音波検査 1回、目視点検 2回	適正（普通） 2点	法定点検、日常点検ともに、適正に実施されている。	
			③保安・警備			日直・監視業務(多治見市シルバー人材センターにより実施) 年末・年始を除く毎日 機械警備(セコム㈱により実施) 毎日 下請負届提出済み	適正（普通） 2点	適正に実施されている。	
			④小規模修繕			協定により、1件50万円未満(児童センターの場合は1件10万円未満)の修繕は指定管理者の負担により行うこととなっており、次の修繕を指定管理者が行った。 ＜施設管理＞ ・2階電力量メーター取替え ・3階会議室開き窓修繕 ・正面玄関自動ドア戸車取替え ・1階事務所蛍光灯をLEDランプへ交換(安定器老朽化及び経費削減を目的) ・3階サンルームの照明をLEDに変更(経費削減及び暗いため) ・3階作業室横型水栓取替え ・4階身障トイレフラッシュバルブ配管交換 ・2階男子便所洋便器詰り修繕 ・2階デイサービス静養室空調室外機取替え(50万円以上) ・2階デイサービスセンター静養室及び浴室の引き戸の破損改修 ・デイサービスセンター浴室(一般浴室)の混合栓を老朽化のため更新 ・多目的トイレ照明スイッチの老朽化及び破損箇所を改修 ＜児童センター＞ ・遊戯室壁穴補修、中高生室卓球台修繕、掲示物棚の修繕と設置、中高生室鍵取替え、倉庫雨漏り修繕、倉庫中の電気設置	適正（普通） 2点	・修繕箇所が発生した際は遅滞なく対応されている。また、初動対応や応急措置など、速やかに対応している。 ・修繕の際にLEDランプへ更新し、経費縮減へも積極的に取り組まれており評価できる。	
			⑤危険箇所の把握（施設の瑕疵）			・主に目視による安全点検を実施。簡易なものは、指定管理者が対応している。 ・年間を通じて様々な要因により漏水が発生しているが、業者に改修を依頼するとともに、緊急を要する事案では、職員により応急的な対応として、被害の拡散防止と利用者の安全確保を実施した。	適正（普通） 2点	・日常の点検において、修繕が必要な場所や危険な箇所の早期発見に努めている。 ・簡易な修繕は指定管理者により対応しており評価できる。	

2 (続き)	施設管理状況 (25点) 続き	(2)その他管理業務の実施状況 (15点)	①文書管理	15	①チェック細目の丸数字の各項目を4段階評価する (期待以上:3点、適正(普通):2点、一部不備あり:1点、不備あり:0点) ②5項目の合計点とする。	市の文書管理方法及び文書管理規程に沿って適正に管理している。	適正(普通) 2点	適正に実施されている。	11点
			②環境への配慮			市の環境方針に倣って対応している。 ・建物内の照明を見直し、利用に支障のない範囲で必要以上に明るい場所においては、点灯しないようにするとともに、天候により照明を点灯する箇所を変えるなど、省エネの取り組みと電気代の削減を図った。 ・休憩時間における消灯の励行 ・メールを活用し、紙の使用量を削減 ・資源ゴミのリサイクルを実施 ・クールビズの周知と実行 ・使用済み封筒の再利用 ・個人情報に注意したうえでの裏紙利用 ・児童センターにおいて、プールの水は使用後に打ち水にして暑さ対策を実施	期待以上 3点	・施設利用者の安全に配慮しつつ、節電に取り組むなど、工夫した施設管理がなされている。 ・資源のリサイクルに積極的に取り組んでいる。	
			③バリアフリー			・多治見市バリアフリー適合証公布基準への適合認定を受けている施設であり、視覚障がい者等の歩行の障害とならないよう通路の確保に配慮している。 ・正面玄関入口を音声で案内 ・施設内に設置されている自販機の販売内容が変更になる都度、点字表記を点訳ボランティアの協力を得て変更している。 ・職員は利用者への声掛けを積極的にすることで物・心ともにバリアフリーを心がけている。	適正(普通) 2点	・全館的に通路の確保や、手すりの妨げになるものを置かないよう配慮されている。 ・自動販売機に点字表記を行うなど、施設利用者に配慮している。	
			④備品管理			使用に支障が生じた物品については適宜、廃棄、更新、修繕をしている。 ・3階売店のアコーディオンカーテンの施錠が困難であったため改修 ・ブラインドの破損が頻回し、その都度自己修繕を実施 ・4階技能習得室、会議室、集会室の机及び椅子について、市に働きかけて更新	適正(普通) 2点	市備品について、使用に支障が生じた場合、速やかに修繕するなど、適正に管理されている。	
			⑤個人情報保護			社会福祉協議会として「個人情報保護規程」及び「情報公開規程」を制定し、適正に管理している。	適正(普通) 2点	適正に管理されている。	
			⑥事故等への対応	0	事故等への対応は減点対象とする(事故なし及び事故等の対応に不備なし:0点、事故等対応に不備あり:△1点)	事故なし	事故なし・対応に不備なし 0点	0点	
3	当該施設の経営状況(5点)		①事業収支	5	当該年度の収入÷支出が、105%以上:5点、105%未満～100%:4点、100%未満:3点	収入(103,747,308円)÷支出(107,006,123円)=97% ・施設管理 99% ・老人福祉センター 94% ・児童センター 99% ・母子父子福祉センター 84% ・障害者福祉センター 97%	100%未満 3点	・指定管理委託料の範囲内で適正に事業が行われている。 ・節約や省エネなど積極的に取り組んでいる。	3点
4	より良い施設運営のための取組(30点)	(1)市民・利用者の声の反映(15点)	①ニーズの把握・事業への反映	10	期待以上:10～8点、適正(普通):7～5点、不備あり:4～1点	正面玄関入口に及び児童センター遊戯室に意見箱を設置し、意見を記入投函できるようにしている。また、イベント等開催時にはアンケートを実施し、満足度や今後への要望について把握している。	適正(普通) 7点	適正に実施されている。	7点
			②苦情対応	5	期待以上:5点、適正(普通):4点、不備あり:3～1点 ※苦情なしは4点とする	特になし	苦情なし・適正(普通) 4点	4点	

4 (続き)	より良い施設運営のための取組(30点) 続き	(2)より良い施設運営・事業実施のための提案・姿勢、上記１～３の評価に反映されないその他の成果ポイント（15点）	15	提案、姿勢、その他の成果ポイント（アピール）が 期待以上：15～12点、 適正（普通）：11～9点、 普通未満～物足りない：8～0点	＜施設管理＞ ・小学校の施設見学の受け入れをし、各センター事業やバリアフリー施設の説明をするなどし、福祉の啓発を図った。（小泉小4年生106人、滝呂小6年生111人、池田小2年生65人） ・太平公園利用者や近隣住民からの苦情や要望、問い合わせで、所管する業務以外のものであっても一旦は受付け、内容等によっては市の担当部署に報告する等して、適切に処理した。 ・防犯の観点から、建物北側の植栽を道路側から死角にならないよう、上側だけを残して剪定した。 ・利用者数に対して駐車場の不足が常態化しており、近隣施設を借用する等で対応している。 ＜老人福祉センター＞ ・ふれあい作品展は市内36事業所（団体）の参加があり、所属する高齢者や障がい者が日頃より丹精込めて作られた作品の貴重な発表の場となっている。また、総合福祉センターと市内民間事業所とを結ぶ機会となっている。 ＜障害者福祉センター＞ ・障がい者の就労施設が増える中、平日に就労される方のサロンの役割が担えるよう、土曜日に事業を実施し、交流を深めている。 ＜児童センター＞ ・乳幼児クラブ参加者に支援を必要とする親子が多いことから、発達支援センターでの研修を取り入れ、集団での遊びが苦手な子や母親支援のための「なないろ広場」を開催した。 ・講師を招いた実技研修（工作・一輪車・防犯訓練・AED・支援児について）、職員研修（東濃ブロック研修・作品交流研修）、新人職員には若草保育園での実習研修を実施した。 ・児童センター入口の掲示は、市内13館のおたよりを見やすいよう工夫して掲示し、また同箇所には社協が運営する発達支援センター、子育て支援センター、母子父子福祉センター、地域包括支援センターなどのポスターも貼り、子どもの情報以外も来館者に伝えるようにしている。 ＜母子・父子福祉センター＞ ・イベント開催時には、広報等では対象者の目に留まりにくいため、ダイレクトメールを発送するなどして、利用者参加を呼び掛けている。 ・夏休みの期間中の児童預かり事業では、親の勤務に合わせ、基本時間を超え柔軟に実施した。	期待以上 13点	【施設管理】 ・太平公園の不具合等、管理施設以外の内容であっても対応している。 ・市の福祉施設の核となる施設であり、学校の施設見学を積極的に受け入れるなど、福祉教育を推進する点においても評価できる。 【老人福祉センター】 他事業所の参加を募った作品展を実施することで、他事業所との交流の場とできた。 【障害者福祉センター】 土曜日の事業を積極的に実施することにより、利用者の余暇活動を支援し、利用者間の交流につながっている。 【児童センター】 社会福祉協議会として発達に不安のある子どもや保護者の支援にも重点を置き、児童館、児童センターで事業が実施されている。 【母子・父子福祉センター】 より多くのひとり親家庭への周知に努め、各児童館などへの積極的なPRに取り組んでいる。	13点
5	その他(減点方式)	(1)報告書類の提出状況	0	提出書類の遅れ・不備に応じて減点対象とする(遅れ・不備内容の程度により△1～△3点) 一部遅れ・不備あり(軽微): △1、一部遅れ・不備あり(中程度): △2、一部遅れ・不備あり(それ以下): △3	提出書類の遅れなし	遅れ・不備なし 減点なし	提出書類は期限内に提出されている。	0点
		(2)市からの指示等への対応（報告書類の提出以外）等	0	指示への対応等に応じて減点対象とする（対応等の内容により△1～△3点） 指示等なし・対応等が期待どおり：減点なし、対応等が期待以下(軽微): △1、対応等が期待以下(中程度): △2、対応等が期待以下(それ以下): △3	対応の遅れ等なし	指示等なし・対応等が期待どおり 減点なし	指示したことは、即時対応されている。	0点
合計			100	【４段階評価】 極めて良好 100～85点 良好 84～65点 努力が必要 64～45点 取消し等を検討 44点以下				合計80点
							良好な管理がなされている。 福祉複合施設全体として安定した運営が行われている。 各センターの事業のほか、施設内外との交流事業の実施など、指定管理者ならではの運営がなされている。	良好